

平成 22 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 22 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 低入札価格調査に係る調査・失格基準価格の変更

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。(< > は変更前)

区分	調査基準価格	失格基準価格
直接工事費	設計金額の 95%	設計金額の 85%
共通仮設費	設計金額の 90%	設計金額の 80%
現場管理費	設計金額の 70% < 設計金額の 60% >	設計金額の 70% < 設計金額の 60% >
一般管理費等	設計金額の 30%	設計金額の 30%
判定方法	上記項目の合計額で判定	上記項目の合計額で判定

(項目ごとの算出金額は 1 円未満切り捨て、合計額は 1 万円未満切り捨て)

- (2) 調査基準価格が予定価格の 90% < 85% > を超える場合は予定価格の 90% < 85% >、70% < 3分の2 > を下回る場合は 70% < 3分の2 > とします。
- (3) 失格基準価格が予定価格の 85% < 80% > を超える場合は予定価格の 85% < 80% > とします。

2 低入札価格調査実施の判定方法等の変更

入札価格が調査基準価格を下回った場合における低入札価格調査を実施するか否かの判定は、次のとおりとします。

- (1) 入札価格が失格基準価格未満の場合は、低入札価格調査をすることなく当該入札者を失格とします。 < 変更なし >
- (2) 入札価格が失格基準価格以上の場合は、次のとおりとします。
- ア 予定価格が 1,000 万円未満の場合は、落札者と決定し、低入札価格調査は実施しません。ただし、低入札価格調査を実施する工事と同様に、監督体制を強化します。
- イ 予定価格が 1,000 万円以上の場合は、低入札価格調査の対象者とし、低入札価格調査を実施します。
- (3) 低入札価格調査の結果(落札結果)は、落札者へのみ文書で通知します。他の入札参加者は、町ホームページの「建設工事の入札結果」でご確認ください。

3 発注業種の変更予告

上水道の取水、浄水、配水等の施設及び温泉の配湯等の施設を設置する工事の発注業種を次のとおり変更します。

これらの工事へ入札参加を希望する事業者においては、発注業種変更に対応できるよう「建設業許可」「経営事項審査」「営業所ごとの営業しようとする建設業」など関係機関への申請、諸手続きを計画的に進めてください。

- (1) 業 種 現在の「管工事」から「水道施設工事」に変更します。
- (2) 適用時期 平成25年4月発注工事から適用します。
(平成25年2月受付予定の平成25・26年度入札参加資格審査申請書類による格付けによって「水道施設工事」での発注を開始します。)
- (3) 対象工事 公道下における上水道配水管・温泉配湯管の布設(布設替)工事及びこれらに類する工事
- (4) その他 敷地内の配管・小管工事や空調・給排水・衛生設備工事などは「管工事」で発注することに変更はありません。